

医 療 救 護 要 領

1 医療救護要領

- (1) 各競技会場にて、救護担当者（医師・看護師等）は競技開始前、競技中、競技後に傷病者が発生した場合、緊急の処置を行うとともに、必要に応じて救急車両を要請する。
- (2) 競技役員は、事故発生に関して救護担当者および大会本部と連絡を密にし、「救急医療体制」に基づき、早急に対応する。

2 救護体制

- (1) 救護所は、各競技会場に設置する。
- (2) 救護所には医師、看護師、救護係等を配置する。
- (3) 救護所には、A E Dおよび各競技団体の特性に応じた救急用品を準備する。
各会場施設にA E Dが設置されている場合は設置場所をあらかじめ確認し、大会役員等に周知徹底しておく。
また、熱中症対策として、十分な水・氷等を準備するとともに、熱中症が疑われる傷病者への対応について、関係者で事前に打ち合わせを行っておく。

3 事故発生時の救急医療体制

事故発生時には、救護担当者及び各競技大会責任者が現場に急行し状況を把握のうえ、必要に応じて救急車両を要請する。事故の内容については、大会本部（実行委員会事務局）へ「事故報告書（様式1）」で報告する。

4 医療救護関係者の留意事項

- (1) 傷病者の状況を記録し、関係者からの問合せに支障の無いよう配慮する。
- (2) 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
- (3) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

5 事後処理について

事後処理については、「国民スポーツ大会参加者傷害報償制度」を利用する。